

## ●第1回鳥栖市環境審議会における意見について

## 審議会意見①

○意見

各主体の取組にある行政の取組の表に担当課を入れてはどうか。

○処理内容

「この章の見方について」のページに担当課名を説明し、「各主体の取組」のページでは、担当課名を省略して表示しています。(2～3ページ参照)

## 審議会意見②

○意見

「〈取組の柱5〉地球温暖化を防ぐ」の中に、CO<sub>2</sub>排出量の算出根拠となる排出係数の変更前後を記載したらどうか。

○処理内容

「市民及び国民1人あたりCO<sub>2</sub>排出量」のグラフの下に排出係数についての注釈を入れています。また、本文中の内容を次のとおり変更しています。(4ページ参照)

変更前	変更後
<p>なお、平成23年度にCO<sub>2</sub>排出量が増加した主な要因は、東日本大震災の影響で、原子力発電所の運転が相次いで停止し、火力発電が増加したことで、算出の根拠となる電気の排出係数が上がったことが挙げられます。</p>	<p>なお平成23年度のCO<sub>2</sub>排出量増加の主な要因は、東日本大震災後、発電が原子力から火力へ転換し、算出根拠となる電気の排出係数が上昇したためです。特に電力使用が多い製造業が立地する鳥栖市は、その影響が顕著です。</p>

## 審議会意見③

○意見

「〈取組の柱8〉環境を守る取組を応援する」の中に、まちづくり推進協議会の活動を記載してほしい。

○処理内容

「〈取組の柱8〉環境を守る取組を応援する」の現状と課題の文章の中に「地域の清掃活動などを実施しているまちづくり推進協議会をはじめ」を記載しています。(5ページ参照)

## この章の見方について

この章では、本計画の理念「私たち市民一人ひとりが、環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます」(7ページ)のもと、環境将来像(8~9ページ)の実現に向けた取組を示します。

取組の体系を14~15ページに、各取組の内容を16ページ以降に示します。

### < 取組の内容(16ページ以降)における各項目の説明 >

- ☆取組の柱 ----- 本計画で進める全ての取組を、環境課題の種類に応じ、8つの「取組の柱」に分けています。
- ☆取組の方向性 -- 「取組の柱」ごとの取組の方向性を示しています。
- ☆現状と課題 --- 環境の現状や課題について、各種調査をもとに整理しています。
- ☆取組の目標 --- 「取組の柱」で掲げたことが達成されているかどうかを把握する指標です。計画期間終了時(平成33年度)の目標を設定しています。
- ☆各主体の取組 -- 各主体(市民・事業者・行政)が行う取組です。  
なお、取組で重視する3つの視点(10ページ)を取り入れることで、より大きな効果が期待できる取組には、以下のマークをつけています。

審議会意見①  
ここに、  
担当課の説明  
を入れる。

【子】… 子どもたちも参加しよう!

【協】… 他の主体と協働しよう!

【情】… 積極的に情報発信しよう!

また、行政の取組には、その取組に関する担当課を表示しています。

ま…まちづくり推進課

商…商工振興課

維…維持管理課

環…環境対策課

事…事業課

農…農林課

生…生涯学習課

国…国道・交通対策課

建…建設課

社…社会福祉課

市…市民協働推進課

健…健康増進課

学…学校教育課

## 各主体の取組

取組の方向性	市民の取組	事業者の取組	行政の取組
市全域における景観保全の方針づくり	◆景観保全の方針づくりに協力します。【協】	◆景観保全の方針づくりに協力します。【協】	◆市全域における景観保全の方針をつくります。【協】
景観や街なみの保全に対する関心・理解度の向上	◆住宅を新築・改築する際には、周辺の街なみに配慮した外観や色彩にします。 ◆街の景観に関心をもち、景観資源（川・名木・街道など）を大切にします。【子】 ◆必要に応じ、地区計画制度※ <sup>1</sup> などのしくみを活用し、地域単位で景観資源を保全します。【協】	◆事業所を新築・改築する際、看板などの広告物を設置する際には、周辺の街なみに配慮した外観や色彩にします。	◆市民が郷土の景観・街なみに対し、関心・愛着をもち理解を深められるよう、普及啓発を進めます。（例：シンポジウムなど）【情】 ◆郷土の景観・街なみを、学校教育や観光振興の題材としても活用します。【情】 ◆地域単位の景観づくりを支援します。（例：建築協定※ <sup>2</sup> 、地区計画制度）【協】
ポイ捨てや不法投棄対策の推進	◆個人や地域単位で、街の美化活動に積極的に参加します。（例：道路里親制度）【子】【協】	◆街の美化活動に積極的に参加します。（例：道路里親制度）【協】【情】	◆不法投棄防止のためのパトロールを行います。【協】【情】 ◆関係機関や近隣自治体と連携し、監視体制を強化します。【協】

※ま

**審議会意見①**  
担当課名を省略して表示する。

※商、ま、維、生

※環、維



### 教えて！とっとちゃん …「割れ窓理論」小さなごみからコツコツと



ポイ捨てや不法投棄を無くすにはどうしたらいいのだろうか？ そのヒントが、環境犯罪学で提唱されている「割れ窓理論」にあるよ！ これは、割れたままの窓を、たった1つでもほったらかしにしておくと「誰も注意を払っていない」という象徴となり、やがて他の窓も全て壊されるという考え方からきているんだ。

一人ひとりが小さなごみでも捨てずに、こまめに拾い、常に清潔な環境を保つことで、大きなごみや不法投棄を抑制する効果が出てくるということなんだね！

※<sup>1</sup> 地区計画制度：地域特性に応じた良好な環境づくりをめざし、土地所有者などと行政が協働で、建築物の規模や形態の制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度。

※<sup>2</sup> 建築協定：一定の区域の土地所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。

## <取組の柱 5> 地球温暖化を防ぐ

### 取組の方向性

- ◇ 「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」※3の運用
- ◇ エコライフ※4の推進
- ◇ 省エネ製品や、環境に配慮した建物の普及
- ◇ 環境に優しい移動手段の普及

### 現状と課題

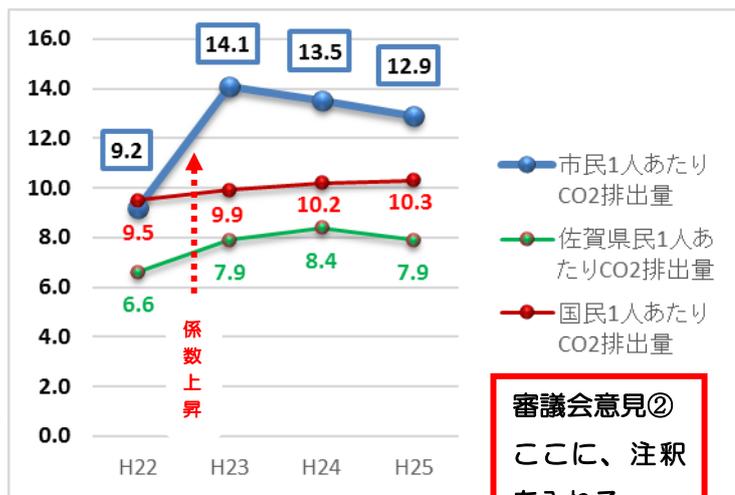
鳥栖市では、平成 25 年 3 月に「鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」を策定し、取組を進めてきました。平成 25 年度の市民 1 人あたりのCO2排出量は約 12.9 t であり、増加傾向にあります。市民 1 人あたりの電気使用量の向上や省エネ設備の普及などの要因により減少傾向にあります。

審議会意見②  
内容を変更する。

なお平成 23 年度のCO2排出量増加の主な要因は、東日本大震災後、発電が原子力から火力へ転換し、算出根拠となる電気の排出係数が上昇したためです。特に電力使用が多い製造業が立地する鳥栖市は、その影響が顕著です。

平成 28 年 11 月に 2020 年度（平成 32 年）以降の地球温暖化対策を定めた「パリ協定」が発効され、我が国も温室効果ガスの削減に向けた取組をさらに推進していくとしています。

このことから、鳥栖市では、今後も節電意識を高い状態に維持しつづける施策や啓発活動が重要になってきます。



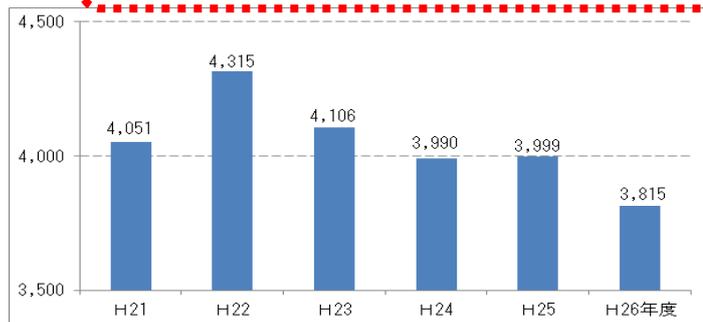
審議会意見②  
ここに、注釈を入れる。

CO2 排出量 (単位: t) の推移

(資料) 環境省、佐賀県

全国地球温暖化防止活動推進センター

※電気事業者のCO2排出係数(実排出係数)は、0.385 (H22) から 0.525 (H23) へ上昇しています。(単位 kg-CO2/kWh)



### 取組の目標

市民 1 人あたり年間電気使用量 (単位: kWh)

(資料) 平成 27 年版鳥栖市統計書

指標	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 33 年度)
1 人あたり CO2 排出量	12.9 t / 人 / 年	9.4 t / 人 / 年

※3 鳥栖市地球温暖化対策実行計画 区域施策編：鳥栖市の自然的・社会的条件に即した、温室効果ガスの排出抑制のための取組・目標をまとめた計画。

※4 エコライフ：本計画では、日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組むことを「エコライフ」と表現している。

## <取組の柱 8> 環境を守る取組を応援する

### 取組の方向性

- ◇ 市民活動団体が行う環境保全取組の応援
- ◇ 事業者が行う環境保全取組の応援
- ◇ 鳥栖市環境保全協議会が行う環境保全

#### 審議会意見③

ここに、「まち協」を記載する。

### 現状と課題

鳥栖市内では、地域の清掃活動などを実施しているまちづくり推進協議会をはじめ、多くの市民活動団体が環境保全活動に取り組んでいます。環境問題が複雑化し、行政のみの力では解決が難しい現在、市民活動団体に期待される役割は大きくなっています。一方で、多くの団体が人員や資金面の不足などの課題に悩まされており、市民活動団体を支援していくことが重要です。

とす市民活動センターでは、市民活動の支援や、市民・事業者・行政の交流およびネットワークづくりが行われています。また、市民・市民活動団体・事業者・行政により構成される鳥栖市環境保全協議会が、清掃活動などの様々な環境保全に対する啓発活動を行っています。

また、鳥栖市は、ごみ減量化・リサイクル及び環境保全を積極的に取り組む事業所をエコ・ショップ、エコ・オフィスとして認定し、ホームページで紹介することで活動を応援しています。

環境に配慮した取り組みの輪を広げ、事業所における環境保全活動への取組意識の高揚を図り、自主的な活動を一層促進することで、環境に配慮した商品・サービスの普及を促し経済活動をより持続可能なものに変えていくことにつながります。



とす市民活動センター



エコ・ショップ、エコ・オフィス認定証

### 取組の目標

指標	策定時（H23 年度）	現状（H28 年度）	目標（平成 33 年度）
環境分野の市民活動団体の会員数	290 人	311 人	400 人
環境保全活動への参加度合い	69%	68%	80%
環境に配慮した製品を購入している割合	61%	53%	70%

注：環境分野の市民活動団体の会員数は、「鳥栖市市民活動団体ガイドブック」に登録されている団体の会員数。

環境保全活動への参加度合いは、アンケート設問で示す活動のうちいずれか 1 つでも参加している割合。

環境に配慮した製品を購入している割合は、アンケートで「環境に配慮した製品を購入している」との回答割合。